

京都市子育て支援総合センターこどもみらい館事務分掌規則を公布する。

平成29年3月31日

京都市長 門川 大作

京都市規則第 53 号

京都市子育て支援総合センターこどもみらい館事務分掌規則

(組織)

第1条 子育て支援総合センターこどもみらい館（以下「こどもみらい館」という。）に次の課を置く。

総務課

事業課

(職員)

第2条 こどもみらい館に次の職員を置く。

館長

課長 2人

その他の職員 若干人

2 こどもみらい館に事務局長を置くことがある。

3 課に担当課長，課長補佐，担当課長補佐又は担当係長を置くことがある。

(職務)

第3条 館長は，上司の命を受け，こどもみらい館の所掌事務を掌理し，所属職員を指揮監督する。

2 事務局長は，上司の命を受け，所掌事務を掌理し，所属職員を指揮監督する。

3 課長は，上司の命を受け，所掌事務を掌理し，所属職員を指揮監督する。

4 課長補佐は，課長が定める事務について課長を補佐する。

5 担当課長，担当課長補佐，係長及び担当係長は，上司の命を受け，担当事務を処理し，補佐職員があるときは，これを指揮監督する。

6 その他の職員は，上司の命を受け，事務に従事する。

(代理)

第4条 館長に事故があるときは，事務局長がその職務を代理し，事務局長に事故があるときは，主管事務につき，課長がその職務を代理する。

2 課長に事故があるときは，主管事務につき，課長補佐，担当課長補佐，係長又は担当

係長がその職務を代理する。ただし、担当課長が置かれている場合は、主管事務につき、担当課長がその職務を代理し、担当課長に事故があるときは、主管事務につき、課長補佐、担当課長補佐、係長又は担当係長がその職務を代理する。

(事務の概目)

第5条 課の分掌する事務の概目は、次のとおりとする。

総務課

- (1) こどもみらい館の庶務に関すること。
- (2) こどもみらい館の使用及び使用料の徴収に関すること。
- (3) 子育てに関する調査及び研究に関すること。
- (4) 子育てに関する情報の収集及び提供に関すること。
- (5) 子育て図書館の運営に関すること。

事業課

- (1) 子育てに関する相談に関すること。
- (2) 子育てに関する講座、研修等の開催に関すること。
- (3) その他子育ての支援に資する事業の実施に関すること。

(報告)

第6条 子ども若者はぐくみ局長は、担当課長、担当課長補佐、係長及び担当係長の担当する事務の概目を定め、行財政局組織・人事担当局長に報告しなければならない。

附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

(行財政局人事部人事課)